

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定を適用し、本評価書の内容は事後評価とする。
- ・足立区は「予防接種事務」を行うために「保健衛生システム」を使用している。
- ・保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として情報セキュリティ対策実施状況検査報告書を毎月提出させ、確認している。
- ・内部規定により不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、USBを接続することができるPCを限定し、むやみに個人情報等を持ち出せない対策を講じている。

評価実施機関名

足立区長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、基本的に接種対象月の前月に足立区に住民登録されているものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、郵便局に持ち込む。 ○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得（足立区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得）し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。 データ化したファイルは保健衛生システムに登録する。 予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。 ○予防接種予診票の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ○予防接種依頼書の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、足立区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。 ○予防接種英文証明書の発行 本人（法定代理人）からの申請に基づき、保健衛生システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。 ○予防接種勧奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種勧奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の勧奨を行う。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ○国・都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。 ○番号法の別表第二に基づいて足立区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 情報連携プラットフォーム 4 ワクチン接種記録システム（VRS） 5 サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の16の2項関係：第12条の2(予防接種関係情報) 別表第二の17項関係：第12条の3(医療保険給付支給関係情報) 別表第二の18項関係：第13条 (地方税・住民票関係情報) 別表第二の19項関係：第13条の2(特別児童扶養手当等関係情報) 【情報提供にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の16の2項関係：第12条の2 (予防接種関係情報) 別表第二の16の3項関係：第12条の2の2(予防接種関係情報)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課
②所属長の役職名	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	足立区政策経営部政情課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	足立区 衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課 電話：03-3880-5449

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健予防課長 増田和貴	保健予防課長	事前	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	リスク対策の実施状況の記載追加	事前	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年11月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	足立区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	足立区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年11月1日	特記事項	・特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定を適用し、本評価書の内容は事後評価とする。 ・足立区は「予防接種事務」を行うために「保健衛生システム」を使用している。 ・保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として情報セキュリティ対策実施状況検査報告書を毎月提出させ、確認している。 ・内部規定により不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、端末PCはAD管理によりUSB等の制限をし、端末データを持ち出せない対策を講じている。	・特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定を適用し、本評価書の内容は事後評価とする。 ・足立区は「予防接種事務」を行うために「保健衛生システム」を使用している。 ・保健衛生システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として情報セキュリティ対策実施状況検査報告書を毎月提出させ、確認している。 ・内部規定により不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、USBを接続することができるPCを限定し、むやみに個人情報等を持ち出せない対策を講じている。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢と足立区に住民登録するものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日に郵便局に持ち込む。	○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢と足立区に住民登録するものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日に郵便局に持ち込む。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得(足立区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得)し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。 データ化したファイルは保健衛生システムに登録する。 予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。	○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得(足立区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得)し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。 データ化したファイルは保健衛生システムに登録する。 予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種予診票の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ○予防接種依頼書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、足立区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。	○予防接種予診票の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ○予防接種依頼書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、足立区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種実施報告書の送付 他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。 ○予防接種英文証明書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、保健衛生システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。	○予防接種実施報告書の送付 他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。 ○予防接種英文証明書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、保健衛生システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種動奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種動奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の動奨を行う。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	○予防接種動奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種動奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の動奨を行う。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○国・都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。 ○番号法の別表第二に基づいて足立区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	○国・都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。 ○番号法の別表第二に基づいて足立区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要		○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③システムの名称	保健衛生システム	1 保健衛生システム 2 中間サーバー・プラットフォーム 3 情報連携プラットフォーム 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条、第21条関係 別表第二の17、18及び19の項	【情報照会にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の16の2項関係：第12条の2(予防接種関係情報) 別表第二の17項関係：第12条の3(医療保険給付支給関係情報) 別表第二の18項関係：第13条 (地方税・住民票関係情報) 別表第二の19項関係：第13条の2(特別児童扶養手当等関係情報) 【情報提供にかかる法令根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の16の2項関係：第12条の2 (予防接種関係情報) 別表第二の16の3項関係：第12条の2の2(予防接種関係情報)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署	足立区衛生部保健予防課	①衛生部 保健予防課 ②衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	保健予防課長	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／②所属長	足立区衛生部保健予防課 電話03-3880-5892 FAX03-3880-5602	足立区 衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課 電話：03-3880-5449	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年11月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年11月1日	IV リスク対策／1. 手に出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和3年12月20日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ」) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ」) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象にもなり得るものと考えられているため、本評価書の内容は事後評価とする。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年8月8日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢と足立区に住民登録するものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日に郵便局に持ち込む。	○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、基本的に接種対象月の前月に足立区に住民登録されているものを抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は各郵便局支店ごとに分類・梱包し、郵便局に持ち込む。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月8日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ／②事務の概要	○予防接種実施報告書の送付 他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。	(削除)	事前	